

対象児童		保育所保育指針等に準拠した「一定の教育の質」が認められた認可外保育施設を利用している児童
補助対象となる要件 (すべて満たす場合に対象)		1 対象児童が大阪市内に住所を有すること。
		2 対象児童が3～5歳児（誕生日が平成26年4月2日～平成29年4月1日）であること。
		3 対象児童が国の幼児教育・保育の無償化の対象となっていないこと。
		4 対象児童が利用する認可外保育施設との利用契約について、1日4時間以上かつ週5日以上教育・保育を内容とする契約で、契約期間が1か月以上であること。
補助対象となる施設の要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公募を実施し、公募に申請した施設の中から、審査の基準を満たした施設を補助対象施設に選定します。</li> <li>* 令和元年度補助対象施設である認可外保育施設は別紙のとおりです。</li> </ul>
支給される補助金	対象期間	令和2年度保育料から対象
	支給金額	<p>保育料の半額（教育費相当額）を補助します。ただし、年額上限308,000円とします。</p> <p>* 「保育料」とは、基本的な教育・保育にかかった費用（基本料金）のことです。英会話、音楽教室等の受講、延長保育・一時保育等の付加的な教育・保育にかかる費用、教材費、食事代、おむつ代等の実費負担及び入会金、年会費等の一時的な費用は補助対象外となります。</p>
	支給方法	<p>大阪市に対し、保護者が直接申請します。大まかな流れは次のとおりとする予定です。</p> <p>申請（保護者） ⇒ 決定（大阪市） ⇒ 実績報告（保護者・令和3年3月頃） ⇒ 補助金支給（大阪市・令和3年5月頃）</p> <p>* 交付決定の時点では補助金は支払われません。1年間の保育料をお支払いいただいたのちに、実績報告をご提出いただき、その支払実績に基づき、補助金を支給する予定です。</p>
	保護者への連絡	<p>対象児童の保護者に対し、補助対象施設である認可外保育施設を通じて、次のスケジュールで、大阪市から連絡する予定です。</p> <p>R2. 4 ～ 5月 利用開始 → R2. 6月 に連絡</p> <p>R2. 6 ～ 9月 利用開始 → R2. 9月 に連絡 以降順次案内送付</p>